無縁墳墓等改葬公告

十四名寄りの墳墓は後継者難及び借地返還のため現利用者の会議で改葬の方向で一致しましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬いたしますのでご承知下さい。

平成二十九年十二月六日

一　墳墓所在地　福岡県太宰府市水城六丁目三四九番地三号

一　墳墓等の名称　名寄墳墓（南無阿弥陀仏）

一　死亡者の本籍及び氏名（石扉名）　本籍全て不詳、花田重雄　十三壺（不詳）、花田光江　四壺（不詳）、花田直巳　三壺（不詳）、花田新二郎　五壺（不詳）

一　改葬を行おうとする者　野口墓地管理組合長　堀川　秀雄

（世話人）福岡県太宰府市水城一丁目二一番三号　花田　新一　電話〇九二―九二〇―二三七五

公示送達

さいたま都市計画事業土呂農住特定土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定による仮換地指定変更通知については、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、また送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

住所　埼玉県さいたま市北区土呂町一四八一番地一

氏名　薄田　等、薄田　貞江

二、送付すべき場所を確知することができない者

氏名　薄田幸治郎

三、通知の内容

土地区画整理法第九十八条第一項の規定により、さいたま都市計画事業土呂農住特定土地区画整理事業において定められた別紙仮換地指定変更通知書及び仮換地明細図のとおり仮換地指定をします。よって、同条第五項及び第九十九条第二項の規定により通知します。

なお、別紙仮換地指定変更通知書及び仮換地明細図は掲載を省略し、それらを地区内の埼玉県さいたま市北区土呂町一五三五番地一の掲示板及びさいたま市土呂農住特定土地区画整理組合事務所の掲示板において掲示します。

教示

一、この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に、さいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、三箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十九条に規定されています。）

二、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内にさいたま市土呂農住特定土地区画整理組合を被告として（理事長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、六箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して一年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

三、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができます。なお六箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して一年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成二十九年十二月六日

埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目二一番地一

さいたま市土呂農住特定土地区画整理組合

理事長　新見　全啓

前払式特定取引業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社なぎさ

二、代表者の氏名　小竹ヒトミ

三、主たる営業所の所在地　東京都墨田区江東橋四丁目五番一〇号

その他の営業所の名称及び所在地

本部　東京都墨田区江東橋三丁目一三番一号、東葛営業所　千葉県船橋市藤原一丁目一四五番二二号、西船営業所　千葉県船橋市印内町四九七番地二、常総営業所　茨城県龍ヶ崎市佐貫町四八八番地一八、市川営業所　千葉県市川市南行徳四丁目一番一号、横浜営業所　神奈川県横浜市西区平沼一丁目二八番四号、春江町営業所　東京都江戸川区春江町二丁目六二番地

四、許可年月日　昭和五十年十一月二十九日

五、許可失効年月日　平成二十九年八月三十日

六、営業保証金等の金額

①　営業保証金　金四十五万円

②　前受業務保証金　金一千八百九十二万九千二百円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十九年十二月六日

東京都墨田区江東橋四丁目五番一〇号　株式会社なぎさ　代表取締役　小竹ヒトミ

任意清算公告

当法人は、平成二十九年九月三十日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十二月六日

広島市南区松川町二番地四　司法書士法人アーク　清算人　李　永鍋

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年12月６日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①古橋商事　②東京都知事(7)55410　③古橋治郎　④東京都葛飾区四つ木一丁目16番14号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都葛飾区四つ木一丁目16番14号　古橋商事　古橋治郎

①片山工業株式会社　②大阪府知事(1)57055　③代表取締役　片山義隆　④大阪府岸和田市春木若松町20番３号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府岸和田市春木若松町20番３号　片山工業株式会社　代表取締役　片山義隆

①株式会社石井工作研究所　②大分県知事(2)2874　③代表取締役　佐藤一彦　④大分県大分市東大道２丁目５番60号　⑤1000万円　⑥大分県知事　⑦大分県大分市東大道２丁目５番60号　株式会社石井工作研究所　代表取締役　佐藤一彦